

新 旧 対 照 表

第 2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</b></p> <p>（代替資産等の取得の日） 31・32共－5 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……、第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》又は第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受けた買換資産等 ……。</p> <p><b>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係） 31の3－1 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……、第37条の4又は第37条の9の規定の適用を受けることができるときは、……。</p> <p>（注）1 ……。</p> <p>2 ……、第37条の4又は第37条の9の規定の適用を受ける場合には、……。</p>	<p><b>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</b></p> <p>（代替資産等の取得の日） 31・32共－5 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……、第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》、<u>第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>又は第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受けた買換資産等 ……。</p> <p><b>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係） 31の3－1 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、<u>第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……、第37条の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けることができるときは、……。</p> <p>（注）1 ……。</p> <p>2 ……、第37条の4又は第37条の9の5の規定の適用を受ける場合には、……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>(課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定)</p> <p>32-8 . . . . .、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》又は第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、. . . . .。</p> <p><b>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>(権利変換差額等についての収用等の課税の特例)</p> <p>33-6 個人が、第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した変換取得資産(措置法令第22条の3第3項第1号《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する変換取得資産をいう。以下37の9-19までにおいて同じ。)若しくは対償取得資産(同条第2項に規定する対償取得資産をいう。以下37の9-19までにおいて同じ。)又は防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災変換取得資産(同条第6項に規定する防災変換取得資産をいう。以下37の9-19までにおいて同じ。)を有する個人から当該変換取得資産若しくは. . . . .。</p> <p><b>措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p>(代行買収の要件)</p> <p>34-2 . . . . .。</p> <p>(1) 買取りをした土地等に相当する換地処分又は権利変換後の換地取得資産(措置法令第22条の3第1項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する</p>	<p><b>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>(課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定)</p> <p>32-8 . . . . .、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、<u>第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>又は第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、. . . . .。</p> <p><b>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>(権利変換差額等についての収用等の課税の特例)</p> <p>33-6 個人が、第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した変換取得資産(措置法令第22条の3第3項第1号《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する変換取得資産をいう。以下37の9の5-19までにおいて同じ。)若しくは対償取得資産(同条第2項に規定する対償取得資産をいう。以下37の9の5-19までにおいて同じ。)又は防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災変換取得資産(同条第6項に規定する防災変換取得資産をいう。以下37の9の5-19までにおいて同じ。)を有する個人から当該変換取得資産若しくは. . . . .。</p> <p><b>措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p>(代行買収の要件)</p> <p>34-2 . . . . .。</p> <p>(1) 買取りをした土地等に相当する換地処分又は権利変換後の換地取得資産(措置法令第22条の3第1項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>換地取得資産をいう。以下<u>37の9-19</u>までにおいて同じ。)又は変換取得資産若しくは防災変換取得資産は、…………。</p> <p>(2) ……………。</p> <p>(3) ……………。</p>	<p>換地取得資産をいう。以下<u>37の9の5-19</u>までにおいて同じ。)又は変換取得資産若しくは防災変換取得資産は、…………。</p> <p>(2) ……………。</p> <p>(3) ……………。</p>
<p align="center"><b>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p>(固定資産の交換の特例等との関係)</p> <p>35-1 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、<u>第37条の8</u>《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは<u>第37条の9</u>《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、…………、第37条の4又は<u>第37条の9</u>の規定の適用を受けることができるときは、…………。</p> <p>(註)1 ……………。</p> <p>2 ……、第37条の4又は<u>第37条の9</u>の規定の適用を受ける場合には、…………。</p>	<p align="center"><b>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p>(固定資産の交換の特例等との関係)</p> <p>35-1 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、<u>第37条の7</u>《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、<u>第37条の9の4</u>《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは<u>第37条の9の5</u>《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、…………、第37条の4又は<u>第37条の9の5</u>の規定の適用を受けることができるときは、…………。</p> <p>(註)1 ……………。</p> <p>2 ……、第37条の4又は<u>第37条の9の5</u>の規定の適用を受ける場合には、…………。</p>
<p align="center"><b>措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>(床面積の意義)</p> <p>36の2-14 ……………。</p> <p>(1) 同号イ(1)に規定する家屋の床面積は、…………。</p> <p>(2) 同号イ(2)に規定する独立部分の床面積は、…………。</p>	<p align="center"><b>措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>(床面積の意義)</p> <p>36の2-14 ……………。</p> <p>(1) 同号イに規定する家屋の床面積は、…………。</p> <p>(2) 同号ロに規定する独立部分の床面積は、…………。</p>
<p align="center"><b>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>	<p align="center"><b>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>

改正後	改正前
<p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</p> <p>37-10 . . . . . . . . . .</p> <p>(注) 「集中地域」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号イに規定する集中地域をいい、. . . . .</p> <p>(1) . . . . . (2) . . . . . (3) . . . . . (4) . . . . .</p> <p><b>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</b></p> <p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 措置法第12条第3項及び第13条の2から第15条までの規定の適用を受けることができる期間は、. . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . . 2 . . . . .</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</p> <p>37-10 . . . . . . . . . .</p> <p>(注) 「集中地域」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する集中地域をいい、. . . . .</p> <p>(1) . . . . . (2) . . . . . (3) . . . . . (4) . . . . .</p> <p><b>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</b></p> <p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 措置法第12条第3項及び第13条の3から第15条までの規定の適用を受けることができる期間は、. . . . .</p> <p>(注) 1 . . . . . 2 . . . . .</p> <p><b>措置法第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>(宅地造成事業の規模の判定)</p> <p>37の7-1 措置法第37条の7第1項第1号に定める要件の判定については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 宅地造成事業がその施行者を異にして隣接する地域において施行される場合には、</p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p>面積基準は全体として判定するのではなく、当該事業の施行者ごとに判定すること。</p> <p>(2) <u>宅地造成事業の用に供するため当該事業の施行者が取得した土地と当該事業の施行者が他の者から宅地の造成を請け負った土地について、自らの宅地造成事業と当該請負に係る工事とを一括して施行する場合には、面積基準は全体として判定するのではなく、当該事業の施行者が取得した一団の土地の面積のみに基づいて判定すること。</u></p> <p>(3) <u>宅地造成事業により造成した宅地の分譲を開始した後において当該事業の計画を変更し、当該事業の施行地域を拡張した場合には、その拡張した部分に係る事業は、その拡張前の計画に係る宅地造成事業とは別個の事業として、面積基準の判定を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>宅地造成事業の施行地域内に公共施設（道路、公園、広場、緑地、下水道その他の公共の用に供する施設をいう。37の7-8において同じ。）又は公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。37の7-8において同じ。）を設置する場合には、面積基準は当該公共施設又は公益的施設の敷地の用に供する部分の土地を含めたところで判定すること。</u></p> <p><u>(低額譲渡)</u></p> <p><u>37の7-2 措置法第37条の7第1項に規定する土地等の譲渡が所得税法第59条第1項第2号《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》に掲げる譲渡に該当する場合には、その譲渡に係る土地等のうち、当該土地等のその譲渡の日における価額からその譲渡の対価の額を控除した金額に相当する部分については、贈与による譲渡があったものとし、当該部分については、措置法第37条の7第1項の規定の適用がないものとして取り扱う。この場合において、当該贈与による譲渡があったものとする部分に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、当該土地等の取得費に次の割合を乗じて計算した金額とする。</u></p> $\frac{\text{当該土地等のその譲渡の日における価額} - \text{その譲渡の対価の額}}{\text{当該土地等のその譲渡の日における価額}}$

改正後	改正前
(廃止)	<p><u>(交換差金の授受がない場合)</u></p> <p><u>37の7-3</u> 措置法第37条の7第1項に規定する交換により土地等を譲渡した場合において、同項に規定する交換差金を取得しないときは、同項の規定により当該土地等の交換による譲渡がなかったものとされるのであるが、当該交換差金を取得しない場合であっても、当該交換により取得した同項に規定する宅地の価額が当該交換により譲渡した土地等の価額の2分の1に満たない場合(同項に規定する宅地の造成を行う者が法人である場合に限る。)には、当該交換により譲渡した土地等のうち、当該交換の日における当該土地等の価額から当該宅地の価額を控除した金額に相当する部分については、同項の規定の適用がないものとして取り扱う。この場合において、同項の規定の適用がないものとする部分に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、当該土地等の取得費に次の割合を乗じて計算した金額とする。</p> $\frac{\text{当該土地等の交換の日における価額}}{\text{当該土地等の交換の日における価額}} = \frac{\text{当該交換により取得した宅地の価額}}{\text{当該土地等の交換の日における価額}}$
(廃止)	<p><u>(交換に伴い造成宅地以外の資産を取得した場合)</u></p> <p><u>37の7-4</u> 措置法第37条の7第1項に規定する交換により土地等を譲渡した場合において、同項に規定する宅地とともに金銭以外の資産を取得したときは、当該資産は同項に規定する交換差金に該当するものとして同項の規定を適用する。</p>
(廃止)	<p><u>(相続人が譲受け宅地を取得した場合)</u></p> <p><u>37の7-5</u> 措置法第37条の7第1項に規定する一団の宅地の造成に関する事業(以下37の7-6において「宅地造成事業」という。)により造成された宅地を譲り受けることを約して同項に規定する土地等を譲渡した者が、当該宅地を取得しないで死亡した場合であっても、その相続人が法定期間内に当該宅地を取得したときは、その死亡した者の当該譲渡につき同項の規定を適用することができる。</p>
(廃止)	<p><u>(1,500万円控除の特例及び1,000万円控除の特例との関係)</u></p> <p><u>37の7-6</u> 措置法第37条の7第3項及び第6項又は措置法令第25条の6第10項の規定は、同一の宅地造成事業の用に供するために、2以上の年にわたり土地等の交換又は譲渡があった場合又は同一年中に2以上の土地等の譲渡があった場合に適用があること</p>

改正後	改正前
	<p>に留意する。</p> <p><u>④ 1 措置法令第25条の6第10項に規定する「当該譲渡の一部につき法第34条の2第1項の規定の適用を受けるとき」とは、措置法第37条の7第1項に規定する宅地を譲り受けることを約さないで土地等を譲渡し、当該土地等の譲渡について第34条の2第1項の規定の適用を受ける場合をいう。</u></p> <p><u>2 措置法第37条の7第1項に規定する交換又は譲渡があった場合には、たとえ当該交換又は譲渡について同項の規定の適用を受けないときであっても、当該交換又は譲渡については、第34条の2第1項の規定の適用はない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(短期保有の土地等と長期保有の土地等とがある場合の買換差金等の区分)</u></p> <p><u>37の7-7 措置法第37条の7第1項の規定の適用を受ける場合において、その譲渡(同項に規定する交換による譲渡を含む。)をした土地等のうちに短期譲渡所得の基因となるものと長期譲渡所得の基因となるものがあり、かつ、買換差金等(譲渡した土地等の収入金額が措置法第37条の9第1項に規定する譲受け宅地の取得価額を超える場合におけるその超過額又は第37条の7第1項に規定する交換に伴い取得した交換差金の額をいう。)があるときは、37-25の取扱いに準じて計算した金額をそれぞれの土地等に係る買換差金等とする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(「主として住宅建設の用に供する宅地を造成する目的で行われる事業」の意義)</u></p> <p><u>37の7-8 措置法第37条の7第1項第1号に規定する「主として住宅建設の用に供する宅地を造成する目的で行われる事業」とは、公共施設及び公益的施設の敷地の用に供される部分の土地を除き、当該事業の施行地域内の土地の全部を住宅建設の用に供する宅地を造成する目的で行う事業をいうことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(他の課税の特例に関する取扱いの準用)</u></p> <p><u>37の7-9 34-3及び37-2の取扱いは、措置法第37条の7第1項の規定を適用する場合について準用する。</u></p>
<p><b>措置法第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>	<p><b>措置法第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>

改正後	改正前
<p>(短期保有の所有隣接土地等と長期保有の所有隣接土地等がある場合の交換差金の区分)  <u>37の8-1</u> 措置法第37条の8第1項の規定の適用を受ける場合において、……………。</p> <p>(他の課税の特例に関する取扱いの準用)  <u>37の8-2</u> 37-2の取扱いは、措置法第37条の8第1項の規定を適用する場合について準用する。</p> <p><b>措置法第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>(「取得」の範囲)  <u>37の9-1</u> 措置法第37条の9第1項の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(以下<u>37の9-5</u>までにおいて「取得期間」という。)に土地等(同項に規定する土地等をいう。以下<u>37の9-24</u>までにおいて同じ。)の取得(同項に規定する取得をいう。以下<u>37の9-23</u>までにおいて同じ。)をした者に限り適用があるのであるが、同項及び措置法令第25条の7第3項の規定により、……………。</p> <p>(取得をした日の判定)  <u>37の9-2</u> ……………。</p> <p>(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けた土地等の取得の日の判定)  <u>37の9-2の2</u> ……………、第33条の2《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》又は第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受けて取得した土地等(交換により取得したものを除く。)を先行取得土地等として措置法第37条の9第1項の規定の適用を受ける場合には、……………。</p> <p>(不動産売買業者の有する土地等)  <u>37の9-3</u> 措置法第37条の9の規定は、……………。</p>	<p>(短期保有の所有隣接土地等と長期保有の所有隣接土地等がある場合の交換差金の区分)  <u>37の9の4-1</u> 措置法第37条の9の4第1項の規定の適用を受ける場合において、……………。</p> <p>(他の課税の特例に関する取扱いの準用)  <u>37の9の4-2</u> 37-2の取扱いは、措置法第37条の9の4第1項の規定を適用する場合について準用する。</p> <p><b>措置法第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>(「取得」の範囲)  <u>37の9の5-1</u> 措置法第37条の9の5第1項の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(以下<u>37の9の5-5</u>までにおいて「取得期間」という。)に土地等(同項に規定する土地等をいう。以下<u>37の9の5-24</u>までにおいて同じ。)の取得(同項に規定する取得をいう。以下<u>37の9の5-23</u>までにおいて同じ。)をした者に限り適用があるのであるが、同項及び措置法令第25条の7の5第3項の規定により、……………。</p> <p>(取得をした日の判定)  <u>37の9の5-2</u> ……………。</p> <p>(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けた土地等の取得の日の判定)  <u>37の9の5-2の2</u> ……………、第33条の2《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》又は第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受けて取得した土地等(交換により取得したものを除く。)を先行取得土地等として措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受ける場合には、……………。</p> <p>(不動産売買業者の有する土地等)  <u>37の9の5-3</u> 措置法第37条の9の5の規定は、……………。</p>



改正後	改正前
<p>(特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除に関する取扱いの準用)</p> <p><u>37の9-4</u> 土地等の取得が措置法令第25条の7第2項《特殊関係者の範囲》に掲げる者からの取得に該当するかどうかの判定等については、・・・・・・・・。</p> <p>(特例の対象となる先行取得土地等)</p> <p><u>37の9-5</u> 先行取得土地等(措置法第37条の9第1項に規定する先行取得土地等をいう。以下<u>37の9-20</u>までにおいて同じ。)とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人(以下<u>37の9-21</u>までにおいて「個人事業者」という。)が、・・・・・・・・。 (注) ・・・・・・・・。</p> <p>(著しく低い価額の対価による取得)</p> <p><u>37の9-6</u> ・・・・・・・・。</p> <p>(立退料等を支払って貸地の返還を受けた場合)</p> <p><u>37の9-7</u> ・・・・・・・・、当該支払った金額(その金額のうちその借地人から取得した建物、構築物等で当該土地の上にあるものの対価に相当する金額があるときは、当該金額を除く。)を当該土地の借地権等に相当する部分の取得価額として措置法第37条の9第1項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(事業の範囲)</p> <p><u>37の9-8</u> 措置法第37条の9第1項に規定する「事業」には、措置法第37条第1項の規定により、「事業に準ずるもの」が含まれることに留意する(以下<u>37の9-18</u>までにおいて同じ。) ・・・・・・・・。</p> <p>(事業用土地等の「譲渡」の意義)</p> <p><u>37の9-9</u> 事業用土地等(措置法第37条の9第1項に規定する事業用土地等をいう。以下<u>37の9-24</u>までにおいて同じ。)の同項に規定する譲渡とは、同項及び措置法令第25条の7第5項の規定により、利益金額(同項に規定する利益金額をいう。以下<u>37の9-22</u>までにおいて同じ。)が生じる場合の譲渡(同一年中に2以上の譲渡が行われた場合</p>	<p>(特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除に関する取扱いの準用)</p> <p><u>37の9の5-4</u> 土地等の取得が措置法令第25条の7の5第2項《特殊関係者の範囲》に掲げる者からの取得に該当するかどうかの判定等については、・・・・・・・・。</p> <p>(特例の対象となる先行取得土地等)</p> <p><u>37の9の5-5</u> 先行取得土地等(措置法第37条の9の5第1項に規定する先行取得土地等をいう。以下<u>37の9の5-20</u>までにおいて同じ。)とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人(以下<u>37の9の5-21</u>までにおいて「個人事業者」という。)が、・・・・・・・・。 (注) ・・・・・・・・。</p> <p>(著しく低い価額の対価による取得)</p> <p><u>37の9の5-6</u> ・・・・・・・・。</p> <p>(立退料等を支払って貸地の返還を受けた場合)</p> <p><u>37の9の5-7</u> ・・・・・・・・、当該支払った金額(その金額のうちその借地人から取得した建物、構築物等で当該土地の上にあるものの対価に相当する金額があるときは、当該金額を除く。)を当該土地の借地権等に相当する部分の取得価額として措置法第37条の9の5第1項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(事業の範囲)</p> <p><u>37の9の5-8</u> 措置法第37条の9の5第1項に規定する「事業」には、措置法第37条第1項の規定により、「事業に準ずるもの」が含まれることに留意する(以下<u>37の9の5-18</u>までにおいて同じ。) ・・・・・・・・。</p> <p>(事業用土地等の「譲渡」の意義)</p> <p><u>37の9の5-9</u> 事業用土地等(措置法第37条の9の5第1項に規定する事業用土地等をいう。以下<u>37の9の5-24</u>までにおいて同じ。)の同項に規定する譲渡とは、同項及び措置法令第25条の7の5第5項の規定により、利益金額(同項に規定する利益金額をいう。以下<u>37の9の5-22</u>までにおいて同じ。)が生じる場合の譲渡(同一年中に2以上</p>

改正後	改正前
<p>には、それぞれの譲渡。以下<u>37の9-24</u>までにおいて「譲渡」という。)をいうことに留意する。</p> <p>(事業の用に供しているものの判定時期等)</p> <p><u>37の9-10</u> 個人事業者の所有する他の土地等(措置法第37条の9第1項に規定する他の土地等をいう。以下<u>37の9-17</u>までにおいて同じ。)が同項に規定する「事業の用に供しているもの」であるかどうかの判定は、……………。</p> <p>(事業の用に供しているものの意義)</p> <p><u>37の9-11</u> ……………。</p> <p>(個人事業者の所有する他の土地等が事業の用と事業以外の用とに併用されている場合の取扱い)</p> <p><u>37の9-12</u> 個人事業者の所有する他の土地等が事業の用と事業以外の用とに併せて供されている場合の措置法第37条の9第1項の規定の適用については、……………。 (注) ……………。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の他の土地等の事業用の判定)</p> <p><u>37の9-13</u> ……………。</p> <p>(事業用土地等についての適用除外)</p> <p><u>37の9-14</u> ……………、措置法第37条の9の適用はないことに留意する。</p> <p>(事業の用に供している先行取得土地等を譲渡した場合)</p> <p><u>37の9-15</u> 個人事業者が措置法第37条の9第1項に規定する届出書(以下この項において「届出書」という。)が提出された一の先行取得土地等を事業の用に供している場合(当該個人事業者が届出書が提出された他の先行取得土地等を所有している場合に限る。)において、……………。 ……………。</p>	<p>の譲渡が行われた場合には、それぞれの譲渡。以下<u>37の9の5-24</u>までにおいて「譲渡」という。)をいうことに留意する。</p> <p>(事業の用に供しているものの判定時期等)</p> <p><u>37の9の5-10</u> 個人事業者の所有する他の土地等(措置法第37条の9の5第1項に規定する他の土地等をいう。以下<u>37の9の5-17</u>までにおいて同じ。)が措置法第37条の9の5第1項に規定する「事業の用に供しているもの」であるかどうかの判定は、……………。</p> <p>(事業の用に供しているものの意義)</p> <p><u>37の9の5-11</u> ……………。</p> <p>(個人事業者の所有する他の土地等が事業の用と事業以外の用とに併用されている場合の取扱い)</p> <p><u>37の9の5-12</u> 個人事業者の所有する他の土地等が事業の用と事業以外の用とに併せて供されている場合の措置法第37条の9の5第1項の規定の適用については、……………。 (注) ……………。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の他の土地等の事業用の判定)</p> <p><u>37の9の5-13</u> ……………。</p> <p>(事業用土地等についての適用除外)</p> <p><u>37の9の5-14</u> ……………、措置法第37条の9の5の適用はないことに留意する。</p> <p>(事業の用に供している先行取得土地等を譲渡した場合)</p> <p><u>37の9の5-15</u> 個人事業者が措置法第37条の9の5第1項に規定する届出書(以下この項において「届出書」という。)が提出された一の先行取得土地等を事業の用に供している場合(当該個人事業者が届出書が提出された他の先行取得土地等を所有している場合に限る。)において、……………。 ……………。</p>

改正後	改正前
<p>(固定資産である土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の事業用の判定)</p> <p><u>37の9-16</u> . . . . .、事業用土地等に該当するものとして措置法第37条の9第1項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>. . . . .。</p>	<p>(固定資産である土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の事業用の判定)</p> <p><u>37の9の5-16</u> . . . . .、事業用土地等に該当するものとして措置法第37条の9の5第1項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>. . . . .。</p>
<p>(生計を一にする親族の事業の用に供している他の土地等)</p> <p><u>37の9-17</u> 措置法第37条の9第1項の規定は、. . . . .。</p>	<p>(生計を一にする親族の事業の用に供している他の土地等)</p> <p><u>37の9の5-17</u> 措置法第37条の9の5第1項の規定は、. . . . .。</p>
<p>(借地権等の返還により支払を受けた借地権等の対価に対する特例の適用)</p> <p><u>37の9-18</u> . . . . .、措置法第37条の9第1項の規定を適用することができるものとする。</p>	<p>(借地権等の返還により支払を受けた借地権等の対価に対する特例の適用)</p> <p><u>37の9の5-18</u> . . . . .、措置法第37条の9の5第1項の規定を適用することができるものとする。</p>
<p>(換地処分等により取得した土地等)</p> <p><u>37の9-19</u> . . . . .、先行取得土地等に該当するものとして措置法第37条の9第1項の規定を適用する。</p>	<p>(換地処分等により取得した土地等)</p> <p><u>37の9の5-19</u> . . . . .、先行取得土地等に該当するものとして措置法第37条の9の5第1項の規定を適用する。</p>
<p>(対象先行取得土地等)</p> <p><u>37の9-20</u> 対象先行取得土地等(措置法第37条の9第1項に規定する対象先行取得土地等をいう。以下<u>37の9-23</u>までにおいて同じ。)とは、. . . . .。</p>	<p>(対象先行取得土地等)</p> <p><u>37の9の5-20</u> 対象先行取得土地等(措置法第37条の9の5第1項に規定する対象先行取得土地等をいう。以下<u>37の9の5-23</u>までにおいて同じ。)とは、. . . . .。</p>
<p>(繰延利益金額から控除する譲渡損失の金額)</p> <p><u>37の9-21</u> 個人事業者が、その年中に事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等について措置法令第25条の7第5項に規定する譲渡をした場合において、これにより譲渡損失金額(同項に規定する譲渡損失金額をいう。)が生じるかどうかは、. . . . .。</p>	<p>(繰延利益金額から控除する譲渡損失の金額)</p> <p><u>37の9の5-21</u> 個人事業者が、その年中に事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等について措置法令第25条の7の5第5項に規定する譲渡をした場合において、これにより譲渡損失金額(措置法令第25条の7の5第5項に規定する譲渡損失金額をいう。)が生じるかどうかは、. . . . .。</p>
<p>(短期保有の事業用土地等と長期保有の事業用土地等とがある場合の事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額の区分)</p> <p><u>37の9-22</u> 措置法第37条の9第1項の規定を適用する場合において、. . . . .。</p>	<p>(短期保有の事業用土地等と長期保有の事業用土地等とがある場合の事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額の区分)</p> <p><u>37の9の5-22</u> 措置法第37条の9の5第1項の規定を適用する場合において、. . . . .。</p>
<p>(適用年において対象先行取得土地等が2以上ある場合の事業用土地等の繰延利益金額相当額の控除の順序)</p>	<p>(適用年において対象先行取得土地等が2以上ある場合の事業用土地等の繰延利益金額相当額の控除の順序)</p>

改正後	改正前
<p><b>37の9-23</b> 措置法第37条の9第1項の規定の適用を受けた年（以下この項において「適用年」という。）の翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額の計算を行う場合において、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・、事業用土地等の繰延利益金額相当額（措置法第37条の9第5項に規定する繰延利益金額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）は、<u>同条第6項</u>の規定により、・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p> <p>⑥ 最初に措置法第37条の9第1項の規定の適用を受けた年の翌年以後に、・・・・・・・・。</p> <p>(2,000万円控除等の特例と平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例との適用関係)</p> <p><b>37の9-24</b> ・・・・・・・・、特別控除対象土地等以外の土地等についてのみ措置法第37条の9第1項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>・・・・・・・・。</p>	<p><b>37の9の5-23</b> 措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けた年（以下この項において「適用年」という。）の翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額の計算を行う場合において、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・、事業用土地等の繰延利益金額相当額（措置法第37条の9の5第5項に規定する繰延利益金額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）は、<u>措置法第37条の9の5第6項</u>の規定により、・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p> <p>⑥ 最初に措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けた年の翌年以後に、・・・・・・・・。</p> <p>(2,000万円控除等の特例と平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例との適用関係)</p> <p><b>37の9の5-24</b> ・・・・・・・・、特別控除対象土地等以外の土地等についてのみ措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>・・・・・・・・。</p>